

情報（所内研究報告：社会保障）

医療及び介護の総合的な確保に資する 基金の効果的な活用のための持続的な評価と 計画への反映のあり方に関する研究（平成27～28年度）¹⁾

大津 唯*

I 研究の背景と目的

本研究の目的は、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」²⁾第6条に基づく基金（地域医療介護総合確保基金。以下単に「基金」という。）について、(1) 基金の効果的・効率的な活用に必要な持続的な評価方法と、そのための指標等を構築すること、(2) 基金で実施する事業の都道府県による選択に影響を与える要因を明らかにすること、(3) 都道府県における実施サイクルの実際を明らかにすること、である。

基金は平成26年度に都道府県に設置され、国が3分の2、都道府県が3分の1を負担して年度毎に約1,628億円が積み立てられている³⁾。都道府県はこれを原資として、地域の実情に応じた医療・介護提供体制の整備に関する様々な事業を実施している。

基金の発足にあたって、都道府県は年度毎に事業計画策定と事後評価を実施することになったが、それに対応して国は評価指標の設定等を行うことが取り決められた⁴⁾。本研究は、そのための調査研究を行う厚生労働科学研究として実施された。

II 研究の方法

研究目的の達成のために、具体的には 1 評価指標の作成、2 都道府県による事業選択の分析、3 都道府県担当者へのヒアリング、4 都道府県（市町村）計画・事後評価の様式改定、5 都道府県による事後評価の在り方の検討、を行った。

III 研究の成果

1 評価指標の作成

都道府県が個別事業を評価する際に用いる指標例を作成した。指標は、事業の直接的な成果を測るアウトプット指標と、地域全体の状況を測定するアウトカム指標で構成されている。基金で実施される事業は多様であるため、研究班で事業分類を設定し、それぞれに必ず定量的なアウトプット指標とアウトカム指標が設定されるようにした。また、個別事業の評価指標例に加え、医療と介護の連携に関する評価指標例の作成も行った。それぞれの具体的な指標例については、厚生労働省の「医療介護総合確保促進会議」や「医療計画の見直し等に関する検討会」における議論などを踏まえながら、研究班全体で検討を行った。

* 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部 研究員

¹⁾ 本研究の最終的な成果は平成29年3月に刊行予定の研究報告書において取りまとめられる予定である。

²⁾ 同法は、「社会保障制度改革プログラム法」（2013年12月成立）に基づく措置として、『効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進する』（法第1条）ことを目的に、2014年6月に成立した。

³⁾ 内訳は医療分が約904億円、介護分が約724億円である。基金が発足した平成26年度は、医療分のみが実施された。また、平成27年度補正予算において、介護分として約1,561億円が積み増された。

⁴⁾ 厚生労働省「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」（平成26年9月12日）。

2 都道府県による事業選択の分析

平成26年度に実施された事業の約3分の1が従来の国庫補助からの継続事業であることや、予算配分が26年度と27年度で大きく変化したことなど、基金において実施されている事業の内容や都道府県による事業選択について分析を行った。

3 都道府県担当者へのヒアリング

都道府県担当者へのヒアリングを通じて、事業の所掌状況、都道府県担当者と外部の事業実施主体等との関係性、事業内容の選択、事業執行のスケジュール感など、基本的な事業運営状況の整理を行った。研究班で作成する評価指標への意見も求めたほか、今後の課題や厚生労働省への要望などについても取りまとめた。

4 都道府県（市町村）計画・事後評価の様式改定提案

平成27年度の研究報告書において、年度毎に策定される都道府県（市町村）計画と事後評価の様式の改定に関する提案を行った。個別事業の評価指標をアウトプット指標とアウトカム指標に分けることとした方針を踏まえ、しばしば事業内容と乖離しがちなアウトカム指標について、その適切性が都道府県において検討されるような工夫をした。

5 都道府県による事後評価の在り方の検討

都道府県が年度毎に実施する事後評価について、その内容を分析、評価したうえで、事後評価をより良いものにするための注意点や記載例を提示した。

IV 成果の発信

研究班で作成した評価指標は、「医療介護総合確保促進会議」にて報告されることになっており、第7回医療介護総合確保促進会議（平成28年7月4日）では研究代表者の泉田が参考人として途

中経過を報告した。都道府県（市町村）計画・事後評価の様式改定案は、厚生労働省通知（医政地発0707第1号・老高発0707第2号・老振発0707第1号・保連発0707第1号、平成28年7月7日）に反映された。

また、平成28年10月の日本財政学会において企画セッションを行い、事業選択の分析等に関する研究成果を報告した。討論者に澤野孝一郎（名古屋市立大学准教授）、島崎謙治（政策研究大学院大学教授）の両氏を迎え、活発な議論が行われた。

V 今後の展望

本研究の成果が基金の効果的な活用に資することを期待している。また、基金の発足は地域医療構想の推進などとともに、「診療報酬一本槍」⁵⁾ともいわれる従来の改革手法の転換につながりうるものであり、引き続き当該分野に関する活発な研究活動を実施していきたい。

参考文献

島崎謙治（2011）『日本の医療一制度と政策一』、東京大学出版会。

研究組織

研究代表者：泉田信行（国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部長）

分担研究者：小野太一（政策大学院大学教授）、川越雅弘（国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部長）、野口晴子（早稲田大学政治経済学術院教授）、石川ベンジャミン光一（国立がん研究センター社会と健康研究センター臨床経済研究室長）

研究協力者：森田朗（国立社会保障・人口問題研究所長）、大津唯（国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部研究員）

（おおつ・ゆい）

⁵⁾ 島崎（2011）、p.389。